

## 平成22年度 第3回流山市福祉施策審議会 議事概要

日時 平成22年8月20日（金）午後2時00分～午後3時20分

場所 流山市役所 第1庁舎 4階 1・2委員会室

### 次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
  - (1) 答申について
  - (2) その他
- 4 閉会

### 配布資料

- (1) 平成22年度第3回流山市福祉施策審議会次第
- (2) 「公立保育所の方向性」について（答申案）
- (3) 平成22年8月6日に実施した現地視察に対する委員の意見
- (4) 平成22年度第2回流山市福祉施策審議会議事概要

### 出席委員及び職員等

会 長・・・米山 孝平

委 員・・・笠井 和代 漆原 雄一 鈴木 孝夫 篠田 光代 小金丸 孝裕  
中 登 大野トシ子 恵 小百合 横尾 裕 坂口 洋  
鈴木 五郎 白野 幸子

事務局・・・子ども家庭部長 加藤 正夫 子ども家庭課長 矢野 和彦  
保育課長 宮島 芳行 保育課長補佐 成島 正孝  
保育課管理係長 伊藤 静章  
社会福祉課健康福祉政策室長 友野 哲雄  
社会福祉課健康福祉政策室主査 市川 充宏

傍聴者・・・6人

(1) 答申について

(副会長から説明)

委員： 答申案についてはこれでいいと思うのです。今回の審議会の「公立保育所の方向性について」という議題について審議会が始める前にインターネットと現場で「公立保育園の民営化」という全国的問題についての本質論について審議されるものと思い、事前勉強をしてきました。ところが審議会では、最初から老朽化による耐震問題で、その民営化を進めるということでした。答申の初めのところにありますが保育所そのものについての「待機児童の解消」とか「保育サービスの充実」とか基本課題が多くあります。「公立保育所の方向性について」の答申であれば、当然今日の保育課題を基本に、流山市の公立と私立の保育所がどうなっているのか、どういう課題を抱えていて、今後、流山市の公立の保育園は、こういう方向でいくのだという答申になるものと思いました。ここで議論していることは老朽化による改築に絡めて民営化するという大前提ではじまっているのです。おそらく事務局はなんでもわかっているから、こういう議論になったのではないかと思います。もし、それだったらタイトルを「保育園の安全確保対策について」とか、「老朽化問題について」とか、主眼をはっきりしていただければと思います。私ひとりかもしれませんが3回も委員会に出席していても、議論していることがずれていて、何か気持ちがすっきりしないのです。本質論が最初から逃げていて、老朽化改築問題だけで議論しているのです。答申そのものは、これで私はよいと思いますし、タイトルも変えられないならばそれで結構ですが、そういう意見をもつ委員もいることを記録に残しておいてください。

事務局： 3回にわたる審議会の中で、委員から一貫した御質問、御意見が述べられていました。市長の諮問内容については、いま御指摘をされたとおりの部分が多々あると思います。諮問は、タイトルと内容を提示します。その内容に関して答申をいただくという前提で御意見をいただいています。その点のマッチングが思わしくないという御指摘を真摯に受け止めたいと思います。ただし、内容自体は諮問書に触れられているような主旨で答申をいただきたい。このような投げかけであります。今後、この題材だけでなくいろいろな方面の諮問が福祉施策審議会に対して想定されると思います。諮問を行う場合には、事務局として十分に意を酌みながら設定したいと思います。

副会長： 答申案の作成にあたって、1回目から委員からの意見は十分理解しています。その中で市長からの諮問に対する回答・答申については、このような内容で十分という認識で作成しました。今後の課題として付帯意見の3番に「民設にいたる説明を十分に説明するべきである」とあります。その点について表した付帯意見ですので御理解いただきたい。

委員： 保育所の建設年度について、「保育所の方向性」という資料と「流山の保健と福祉」を見直したら、開設年度がずれています。特に中野久木保育所の

開設年度は昭和30年と「流山の保健福祉」には書いてあるのですが、資料では建設は昭和48年とあります。長崎保育所は資料には建設が昭和47年で、「流山の保健福祉」には昭和48年、逆に1年開設がおくれています。この数字の違いはなぜですか。

事務局： 通常、開設年度というのはお子様をお預かりする年度を指しています。建設を行ったという年度は基本的には前の年度となっています。建物の耐久性を議論する場合には、建設を行った年度ではかるのが妥当と考え、そのような明示をしました。中野久木保育所の場合は、当初は木造の施設で開設しました。それが開設年度として「流山の保健福祉」の中ではそのようになっています。現在では、当初の建物を取り壊してRC構造のものに建て替えられています。その建設年度が昭和48年度ということです。

委員： 中野久木保育所は、存続になりますが1回は立て直しているのですね。立て直す力がもう無くなったといえればそれまでですが、やはり老朽化による立て替えと民設民営化という問題は別の問題だと思っています。安心安全は、当然責任がある市がやらなければならないところです。私たちがお金を出してつくるものではないので、特に公立保育者は市がやるものと思います。2つの保育所だけというのは地域格差のような気がします。地図に落としてみると長崎保育所の周りには、一つも保育所が無くなる地域になります。名都借保育所の周りに公立の建物である子どもの施設を壊していき、この地域からお役所がなくなるという感覚にとらわれてしまう地域住民の方がいるようです。もう一度、急がず公設、公立の分布配置をもう一回見直して、自然が豊かな場所ばかりなので、その自然が豊かなところに誘致できるような環境を作っていただきたいと思います。

事務局： 6月25日の第1回審議会から委員の御質問に対しても終始一貫してお答えしてきたつもりです。その答えも重複になり委員がいわれることに満足いく答えとはいかないが、いま一度御説明させていただきます。大きな問題は、耐震補強の方法です。それはリニューアルとは大きく異なりますと一番最初に申し上げたところです。「リニューアルを行う」、「建て替えを行う」、あるいは「それに近い補強を行う」ことでは、耐震補強では残念ながら達成できないところです。従って老朽化施設に対して、建て替え等も前提として、大きな改造工事の必要性があるものと考えています。このような説明からスタートさせていただきました。その中で、一貫して老朽化問題も並行して考えていきたい、これが現況における行政の考え方ですとこのような話をしました。民間の施設でも公立と同じような保育内容が充実したものを提供しており、公共的、公益的施設の充実度というのは市立と相異がないと考えています。東部地区における公共施設のあり方というのは、別の視点も捉えて今大きな視野で考え方をまとめています。公表の段階ではありませんが、例えば出張所のあり方、図書館のあり方、東部地区にお住まいの市民の方々に還元

できるような総合的な行政サービスの充実というのでも並行して検討していきます。その一端として今回の保育所の問題も整理していかなくてはなりません。公共施設のあり方の問題が地域に対してマイナス要因になるのではないかということですが、これは全市域においても同じような考え方が適用される考え方があります。従いましてプラスマイナスいろいろな見解があるかと思いますが、各地域の実状に合わせ整理していくべきものと現状では受け止めています。

委員： 地域住民と真摯に向き合わないといけないのではないと思うのです。答申案の付帯意見で、民設民営に移行する必要性を十分説明するべきとしています。資料のタイムスケジュール表の欄で、地元住民の説明というのは、形式上は予算計上の前に書いてあります。実際に前になるのかわからないですが、もしも日程が取れずに予算計上の後になった場合、地域住民、保護者は、そのような説明を受けてハイそうですかとならないと思うのです。福祉全般だけでなく、民間のサービスもそうですがサービスを提供している側も店を閉じる、サービスの提供を撤退したいとなったら必ず利用者のほかに関係者には説明をして、サービスをやめさせていただきますとお知らせをすると思うのです。説明会の中で、なくして欲しくないということになれば存続を前提に進めていくという話になると思うのです。このスケジュールを見ると審議会もおおって用地の選定も終わって、社会福祉法人の選定と同時に、この状態ですと契約まで行ってしまうと思うのです。住民が納得しないことから公立を存続させますと逆になった場合、契約不履行が出てきます。そうならないためにも説得するということになると思うのです。全部終わってからの保護者への説明と地域住民の説明というのはやはり納得できません。新しいことだと思うのですが、保護者、子供、そこに働いている労働者、市、第三者も含めて、このような施策審議会みたいな協議会を作って、保育所の意向というのを考えていかなくてはならないと思います。

事務局： 委員からご意見がありましたスケジュールですが、これはあくまで案ですので、みなさんの審議に応じて進めさせていただきます。今後は市長に答申をいただきまして、その答申に基づいて市長から議会や職員団体に説明したり、また、市長に意向を伝え、政策判断をしていくことになると思います。当然、今回のことだけでなく保育行政全般の問題を含めて委員御指摘のように、保育所に入所している保護者に、あるいは地域住民に説明を充分して御理解を頂きすすめていきたいと考えています。

副会長： 8月6日に委員と同行させていただき、名都借保育所、長崎保育所を見させていただきました。私はびっくりしました。床や天井はぼこぼこ、これでは耐震補強とかの問題ではないかと痛感しました。ここで耐震が必要だと事務局から話を受けましたが、そういう段階ではないのではないかと思います。もうここまできたら給排水の見えない部分でも相当老朽化しているので

はないかと思えます。ですからこれはホントに建て替えるしかないのではないかと痛感しました。皆さん同じ意見だと思います。そんな中で保育所の先生方が子どもたちの安全を守るためにはどうしたらよいか、いろいろな試行錯誤しているのです。実際にドアにロープをはめて動かないようにしているのです。私はびっくりしました。やはり保育所の位置づけというのは厚生労働省として、子どもたちに最大限の利益を与えなさいというようなことが掲げられています。また幼稚園と違いまして保育所は生活の場であるということも位置付けられています。そういうことを考えた場合、これを一刻も早くなんとか方向付けをしていかないと将来の子どもたちにもホントにまずいことと思っています。また私どもで答申をつくる際に福祉施策審議会の役割というものを考えました。この役割というのは、市が展開していく子育て施策全般を把握し、責任をもった提言を行うということです。それが一番の責務です。事前に市長から諮問があり、それに対して、こういう風にしてくださいと提言するものではないと思っています。あくまでも諮問に対する答申という形の意見を施策審議会であらう風な方向づけで考えていますということです。もう少し議論をと委員から話がありましたが、将来性のある子どもを考えると、一刻も早くよい方向に持っていかないといけないと思っています。先ほどの説明の中でも言わせていただきましたが、市の財政状況、将来の子どもに向けての支援策を充実させるということをまず第1に考えて答申をしなければならぬと思っていますので、その辺を重々考えていただきたいと思っています。それに力強く言わせていただくのは、何回も言うようですが、名都借保育所と長崎保育所は、ほんとに大変な状況でした。長崎保育所は雨が降ると床下浸水になるそうです。ちょっと考えられない話です。これは一刻も早く考えなくてはならないと思っていますので、その辺を重々考えての答申ということを言わせていただきます。

事務局： 誤解を招くといけぬので修正をさせていただきます。長崎保育所の浸水の件ですが、大雨があったときに過去に事例があったということで、そのようなことが起こらないよう、その都度その対策が進んでいますが、残念ながら地盤がわるいことは否定できないところです。副会長が言われたような視点の中で、現場では保育士、所長を先頭として十分子どもたちの安全な保育ができるように工面をしております。また保育課、子ども家庭部としても公立にお預かりしているお子様のためには、現況の施設でいかに安心安全を確保するかについて最善の努力をしています。今の施設で雨が降ると浸水するとは思ってはいませんので御理解いただきたいと思えます。

委員： 私たち福祉施策審議会委員の役割というのは、市長からの諮問に対して財政や他の分野も視野に入れて大所高所から答申を行うことが使命であると私は認識しています。先ほど、副会長の発言があったがまさにそのとおりであると思えます。答申案について、私たちの意見を的確にまとめてあり審議

会としての使命を十分に果たす内容であると私は受け止めました。また、在園している保護者のことを考えると保護者の考えを受け止めることは大変重要であることと私も受け止めています。市長に対する提言としては付帯意見をはじめ答申の随所に方向性が折り込まれていると思います。そこで、私は原案を答申として採択するべきと考えます。

委員： 今回の答申内容については、会長、副会長のお骨折りにより審議会の委員の意見を集約して、まとめられていると認識しているところです。そういう視点にたって、読みましたが、何点か表現が不足しているのではないかと思います。こういう言葉の方がよいのではないかと思いますところが何点か見受けられたので私の意見として申し上げます。まず、1頁目ですが下から5行目ですが「子育て世帯の満足度を上昇させるためには、同時に、老朽化対策を含めた安心安全面の確保が」とありますが、先ほど副会長から意見があったように老朽化というのを具体的に、保育施設の設備の老朽化という風に内容を付記したらどうかと感じました。それから2頁ですが、耐震補強施設で中野久木保育所、平和台保育所があって、(2)で民設民営へ移行する長崎保育所で「なおRC構造部分は他の子育て支援施設(学童クラブ・子育て支援センター)が活用していますが、将来性を考慮し、同時に移転等を検討すべきであります。」とあります。確かに学童クラブとか子育て支援センターは将来性というものを踏まえながらやっていかななくてはならない。移転を検討すべきということは学童クラブと子育て支援センターの必要性を考慮し、同時に移転等も検討すべき表現としてどうかと思いました。付帯意見の2番目ですが「今後、公立保育所は」という内容ですが、3行目に「職員の人事異動が可能となる施設数を存続させるべきと考えます。」とあります。職員の人事異動というものも審議会の中で意見として出されていたというところがあり、それを踏まえて答申案の中に入れたものと思いますが、そこまで答申案の中で表現すべきかどうか考えます。サービスを見極め公立保育所も存続させるべきと考えますということで、人事異動云々ということをや答申内容に入れる必要があるのかどうか疑問です。若干文言等について付記したらどうかと思いました。

委員： 基本的には正副会長にお任せします。いまここでどうすると決めることはないですが、ただ付帯意見の2のところは、自分が終始言ってきたところがあるのでこだわっているのです。何の施設でも経営に関わった人であればわかるのですが、一定の規模というのを確保しておいて人事異動が行われなければ硬直化して、うまくいかなくなります。公立施設を残しておくならば、3施設以上あるべきだと私はいつも思っています。それも除いてしまうと形式的で納得いきません。私は残して欲しいと思います。

議長： 今の意見を踏まえていかがですか。

委員： 先ほど財源のことでいろいろ意見がありましたので、私も一つ財源のこと

について申し上げます。現地視察に行かれた意見の補足説明のところ①の下の方で、「公立の場合は、国・県からの負担金は支給されません」と書かれていたのですが、私が父母会の会長になって初めて市と懇談させていただいたとき、公立保育所の負担金が一般財源に移行しますという時期で、今までとおりの予算があるのですかとお聞きしたことがあるのです。そのときに、「一般財源化されてなかなか確保も大変なので努力します」とお答えしていたのです。財務省の一般会計の項目の中にそういうものがないのか、もうなくなっているのか見させていただいたら、保育料という項目で金額は忘れてしまいましたが、書かれてあったのです。ということは、この流山市でいうと2園公立を廃止するということはそれだけ補助金が減ってしまう懸念があります。一般会計の中でそういうのが組み込まれているのかどうか、その辺はどうなのですか。

事務局： 委員の意見には、2つの要因があります。市の会計と国の会計、これが同じ次元で話されたことによって整理がつかなかった部分があったと思います。資料の中では、市の会計を母体としております。私立の運営費は、市から委託料という形をとりまして歳出で支出させていただいています。この委託料には、国が2分の1、県が4分の1、そして市が4分の1を負担しています。国と県からの歳入を負担金という名称で、流山市の会計の中では処理しています。この表現を借りましたのがこの資料の内容です。委員から解説されたものを補足しますと、国は従前負担金の考え方を公立保育所にも適用していましたが、2年前になるかと思いますが一般財源化と一般的には言われている国の方針なのですが、従来国が出してきました補助金とか負担金を国の会計が非常に厳しいという側面から一般財源化をするものです。この一般財源とは、簡単にいいますと流山市における市税はルール上人件費に使えるし、保育所の運営費にも使えるオールマイティの財源であり、これを一般財源と呼称しています。そして、国から入ってきます負担金、県から入ってくる負担金は使い道が限定されます。即ち保育所の運営に係る経費に特定されているのです。一般財源の中には、国が国税を地方自治体に分配する普通交付税という制度があります。公立保育所の国の負担金は、普通交付税として、即ち一般財源として配分されることになりました。実はここに重要な問題があります。普通交付税は、一定なルールの基に平等に地方公共団体に配分されます。ただし、財政的に裕福なところには配分されない制度です。従いまして、いままではもらっていた負担金などが一般財源化に伴って収入として見込めなくなっているこういう自治体もあります。流山市はどうかということになると、実をいうとこの普通交付税を算出するのは非常に細かい積算内容になるため、公立保育所の負担金相当分として流山市に支給されるのかとなると、これがなかなか算定が難しいところです。従いまして私の前任者が委員に説明したのはこういうルールのなかで少なくとも一般財源化さ

れた普通交付税として入ってくるでしょうから、おおよそ苦しくなりますがその中で頑張っていきたい。そういう見解を申し上げたのだと思います。しかしながら、交付税は景気に左右されて負担金のように確定した要素ではないのです。従いまして毎年毎年金額が変わってきます。負担金というのはルールがあって、毎年同じようなルールのもとで算出される安定した財源です。ですからこの一般財源化というのは非常に地方公共団体、市町村レベルにとっては大きな重荷になると同時に大きな負担になっています。従いましてこのような動きに対しては国に要望をしています。少し難しい話ですがあえて説明させていただきました。委員から提案されたものもこういう前提からのものと思います。

委員： 私どもでは、1週間前に該当の保育所の前で公立保育園を実施していただきたいと宣伝させていただきました。その時の意見にも、本当に社会福祉法人が手を上げてくれるのか、そういう声がありました。もしも私どもがやりませんというところがない場合は、どうなるのでしょうか。

事務局： 6月25日の第1回審議会からの議論の繰り返しになって恐縮ですが、現状ではこれまでの近年における流山市の対応を考えますと賛同していただいている社会福祉法人は複数進出していただいています。ですから今、委員が言われたような懸念はまったくないとは申し上げませんが、今の段階で申し上げられることは、賛同いただける社会福祉法人が全く存在しないということは想定していません。これまでの複数の事例を見ていけば必ず賛同していただけるものと、そして賛同だけでなく安心安全も100%補償してお任せできるような法人が出てくると考えています。

委員： 説明会を繰り返すということを言われました。説明会よりも協議会を作っていて、地域の保育をどうするのかということを守護者、地域の方と一緒に考えて欲しいと思います。その説明会を繰り返すと言いましたが、それはいつになるのですか。

事務局： 説明会を繰り返すという趣旨ではなくて今回の答申をいただいたらステップアップして推進するということです。事務局が示したスケジュール案がありますが、この中では年度中に相手が決まって、予算化をしてというという委員の御質問があり説明させていただきました。もう1回整理をしますとスケジュール表はあくまで案ということです。この中で必要なことを全て網羅しなくてはならないという前提で作らせていただいているものです。しかしながら予算を組みたてていく中で、委員から指摘された社会福祉法人を探さなくてはならない。且つ、そのような前提の中で一番重要なのは、関係者、保護者、従事者、地域等に対する説明会であると認識しています。これは市長においても同じ考えです。従いまして、時期的なものはまだで、答申をいただいてから、それこそ整理していかなくてはならないと思いますので明言は避けさせていただきますが、そこを一番に重視して、重みを置きながらしか



るべき時期を明確にして説明会に臨んでいきます。それも、できる限り多くの方の意見がいただけるような機会を設定していきたい。今の段階ではそういうことになります。

副会長： 答申書案を作成するに当たって委員から多数の意見をいただきました。また2回にわたる審議会での質問事項と、それに対する回答事項を事務局から頂きました。それを十分集約させていただいた上で、この答申書を作成させていただいたつもりです。ですから、実際に社会福祉法人が名乗り出なかった場合には長崎保育園と名都借保育園を強制的に廃止することはあり得ないと思います。というのは、流山市は待機児童をゼロにするということを明言されています。そのことから本年度も複数の保育園整備をしていると事務局から説明がありました。それを含めての案を作らせていただきましたので御理解いただきたいと思います。民営化ということで社会福祉法人が運営するという状況になると思いますが、社会福祉法人であっても何ら公設の保育所と私は変わらないと認識しています。というのは私ごとで申し訳ありませんが本年度4月1日から平和台で「城の星保育園」という保育園を設置させていただきました。その際に、市からのすごい指導がありました。県からの認可を受ける際にもすごい審査があります。第1回審議会の委員から「民営化にしてしまうと若い保育士を採用してすぐ辞めさせる」という意見がありました。私はそれを聞いてショックでした。そういうことは絶対ないと思います。やはり、長く勤めていただいて、先ほど申し上げた最善の利益を子どもたちに与えるということと生活の場を与えるというのは一番の課題です。その辺を重々考えた上で県からの保育所の認可というものがあるわけです。その認可を受ける際にも、その保育士さんの就業規則、介護休業に対する規則、育児休業に対する規則、給与規定に対する規則等々、全て県に提示して、さらにこの保育士さんは何年経験しているからこの位の賃金で支給しますということまで提示して初めて認可が受けられるということを知っています。決して民間に変わったから運営が変わってしまうことは、まずあり得ないのではないかと思います。また民間になったとしても常日頃から市役所と連絡をとりながら運営しているという点と流山市でお子さんを面接していただいて、保護者の希望のあるところに配置していただけるのです。保育料が民間だから、社会福祉法人だから高くなるということはありません。保育料というのはみんな一律です。収入に応じて保育料をいただくという風な形になっていますので、決して社会福祉法人になったから変わるということはありません。私からの経験から提案させていただきますが、その辺を御理解いただければと思っています。

委員： 先ほどの私からの修正案については会長、副会長にお任せします。基本的には副会長からお話があったように将来に向けた安心安全の確保と限られた財源の中での子育て支援策というものをトータル的に考えて今回の答申

がまとめられています。現在利用されている保護者の御意見は重要であると認識しているところではありますが審議会としては将来の利用者のあり方、そういうものを重視しなければならないと考えているところです。答申案は、そういったことを踏まえて将来のことを考えながらまとめられたということからすると、この内容で採択すべきものと認識しています。

副会長： そうしましたら先ほど委員から修正がありました3点については会長・副会長の方に一任させていただいて答申を出すとうことでよろしいでしょうか。

議長： それでは賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございますので成立しましたことを報告します。

そのほか御意見がございましょうか。

委員： 私は、今回の答申に対しましては「先に廃止ありき」の審議であって、父母の意見、私の意見が入っているといわれましたがちょっと弱いのかなと思います。利用されている人の意見、そこに働いている人の意見が入っていません。廃止することに納得できません。このまま答申されると、その答申どおりになることに不服です。まず建て替えというよりも、利用されている方、まわりの住民から、また協議会をつくって意見を聞いてください。私も早急に建て替えなければならないという認識ではあるのですが、廃止ということに反対します。40年近く続いてきた保育所に対して、財源がないから廃止しますというのは本当にそれでよいのかと思います。市が管理しているからこそ、逆に言うと民間でしたら同じような状態にまずならないと思うのです。私の子どもを預けている保育園の会計報告で、1年置きに補助金が軽くなってくると説明がされるのです。いまのレベルを維持できなくなった場合、やはり最後に残るのは公立だと思います。労働者である保育士のたちは、それなりの経験をもって、停滞もするかも知れませんがやはり誇りをもって保育をされています。民間の方も公立の方には負けないと逆にモチベーションが高い部分があります。生活保護者の子どもであっても保育料だけを払っていただければよい訳ではありません。私の子どもが行っているところではおむつ代、クリーニング代のほか、何かの行事とか保育料以外のところでもお金がかかっているのです。それが良い悪いは別にして、そのお金のない人でも安心して預けられる場所がなくなっていくというのは、私には抵抗感があります。廃止ありきの方針では納得できないので、この場で反対を表明させていただきます。

副会長： 委員の意見については、会長と副会長で答申書を市長に答申する際に、付帯意見の3番にはこういう意見があったことを文書で書かなくても口頭でこう決まりましたと述べたいと思います。その辺は、事務局も受け止めて、答申を受けてからの方向性を考慮されたいと思います。

委員： 付帯意見の3番目の最後に「民設民営に移行する必要性を十分に説明すべきです。」とありますが、委員の意見で保護者の中で公立の存続を希望する方も恐らくあると思うのです。預けている方の中にも公立を希望する方もあると思うのです。意見が私たちのところへ聞こえてこないだけで、何らかの形で公立を存続させ、多くの公立を存続させてほしいという意見もあると当然思うのです。その辺について現場の声を聞く機会が必要ではないかと思えます。公立か、民設民営が良いか悪いかでなくて、やはり意見というのは、あるきまった方々の意見で決めてしまうのは早すぎるのではないですか。

副会長： その辺も含めて「民設民営への移行する必要性を十分に説明していただいて今後は進めてください。」という福祉施策審議会の答申書です。これを受けて市長は、今後の方向性を考えていただけると考えます。「福祉施策審議会の立場としてはこういうことであるから、その意向については十分に理解するよう努力をお願いしたい。」ということを含めた意見です。答申書案について可決されましたので、会長と協議して答申書を作成し、これを福祉施策審議会として市長へ提出することを採決させていただいたと理解しています。

議長： 次回の審議会については、現在のところ未定です。開催の要請がありましたら通知します。本日の議事は以上で終了します。

